

平成28年第2回定例会12月議会提出議案概要書

総務部 法務課  
財務部 財政課

## 議 案 目 録

- 議案第 98 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される明石市職員の  
処遇等に関する条例制定のこと
- 〃 第 99 号 明石市こども総合支援条例制定のこと
- 〃 第 100 号 明石市農業委員会の委員等の定数に関する条例制定のこと
- 〃 第 101 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 102 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 103 号 明石市都市公園条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 104 号 平成 28 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 105 号 平成 28 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 〃 第 106 号 平成 28 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算（第 1 号）
- 〃 第 107 号 平成 28 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 108 号 平成 28 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 109 号 財産区有土地処分のこと
- 〃 第 110 号 ふれあいプラザあかし西に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 111 号 明石市立知的障害児通園療育施設に係る指定管理者の指  
定のこと
- 〃 第 112 号 明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園  
たんぽぽ工房及び明石市立木の根学園短期入所施設に係  
る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 113 号 明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センタ  
ーに係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 114 号 明石市立夜間休日応急診療所に係る指定管理者の指定の  
こと
- 〃 第 115 号 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所に  
係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 116 号 明石駅前立体駐車場に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 117 号 石ヶ谷公園、明石海浜公園及び魚住北公園に係る指定管  
理者の指定のこと
- 報告第 30 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 31 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 職員の派遣

任命権者は、外国の地方公共団体との間の合意等に基づき、又は外国の地方公共団体や外国政府の機関などの要請に応じて、職員をこれらの機関に派遣することができる。

(2) 派遣職員に対する給与の支給

派遣先の勤務に対して派遣先の機関から報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全部又は一部を支給する。

(3) 退職手当の取扱い

派遣期間については、退職手当額の算出基礎となる勤続期間として取り扱う。

(4) その他

派遣期間の更的手続等を規定

3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

こどもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、こどもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの最善の利益を実現するため、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

### (1) こどもへの支援を行うに当たっての基本理念を規定

ア こどもが成長段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行うこと。

イ 障害等の有無にかかわらず、こどもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、こどもの人権が尊重されることを旨として行うこと。

ウ こどもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行うこと。

エ 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たし重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行うこと。

### (2) 基本理念の実現に向けた市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を規定

### (3) 市が行うこども支援のための基本的な施策を規定

ア こどもの育ちの支援

イ 相談支援体制の整備等

ウ 障害のあるこどもへの支援

エ 虐待の予防等に関する取組

- オ いじめ及び体罰の防止等に関する取組
- カ 不登校及びひきこもりに関する取組
- キ 経済的に困難な家庭のこどもへの支援
- ク 離婚に際してのこどもの養育支援
- ケ 戸籍のないこどもへの支援
- コ すべてのこどもへの適切な支援
- サ 様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援
- シ 切れ目のない子育て支援
- (4) こどもを核としたまちづくりの推進について規定
  - ア こどもへのわかりやすい情報提供
  - イ こどもの意見表明や社会参加の促進
  - ウ 保護者、市民等及び事業者への広報及び啓発

### 3 施行期日

平成29年4月1日

## 1 要 旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

### (1) 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を規定

農業委員会等に関する法律の一部改正により、委員及び農地利用最適化推進委員（担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う者）の定数を条例で定めることとされたことから、これらの定数を規定する。

ア 農業委員会の委員 14人

イ 農地利用最適化推進委員 6人

### (2) 明石市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止

委員の選出方法が選挙制と市長の選任制との併用から市長による任命制に変更されたことに伴い、明石市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止する。

### (3) 新設された農地利用最適化推進委員の報酬を規定

月額 38,000円

## 3 施行期日

平成29年7月20日（現委員の任期満了日の翌日）

## 1 要 旨

平成28年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例を延長するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 軽自動車税のグリーン化特例の延長

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率を車両の区分や環境負荷の程度に応じて25%～75%軽減する軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を、1年延長する。

### (2) その他所要の整備

## 3 施行期日

平成29年4月1日。ただし、2の(2)の一部は公布の日、平成29年1月1日又は平成30年1月1日

### 1 要 旨

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定の特例を定めようとするもの。

### 2 内 容

日本と台湾との間で租税の枠組みが取り決められたことにより、市民税において分離課税されることとなった特定の利子等及び配当等（明石市居住者が台湾に所在する法人等を通じて支払を受ける利子等及び配当等のうち、上記取決めにより課税の特例の対象となったもの）の額を、国民健康保険料の所得割額の算定に用いる総所得金額に含めることとする特例を定める。

### 3 施行期日

平成29年1月1日

## 1 要 旨

道路交通法の一部改正により、自動車の種類として準中型自動車が新設されたことに伴い、駐車場使用料の規定について所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

明石海浜駐車場の使用料を定める表において、自動車の種類を「大型自動車及び中型自動車」と「普通自動車」とに区分しているところ、「大型自動車及び中型自動車」の項に準中型自動車を加える。

## 3 施行期日

平成29年3月12日

今回の補正は、歳出で、国の補正予算による補助事業の承認に伴い、（仮称）明石市東部中学校給食センターの建設及び小中学校等施設整備、臨時福祉給付金の給付にかかる事業費を追加するほか、動物愛護施設及び児童相談所の整備にかかる事業費などを追加するとともに、歳入で、市債及び国庫支出金等を追加するもの。

また併せて、給食センター施設建設工事等について、債務負担行為の変更を行うとともに、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続きを行うものなどについて、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 4,336,279 千円 補正後 110,098,169 千円 〕

## 歳入

国庫支出金	1,443,600 千円	民生費国庫補助金	924,470 千円
		教育費国庫補助金	515,400 千円
		民生費国庫負担金	3,730 千円
県支出金	△99 千円	民生費県負担金	
繰越金	49,078 千円	前年度繰越金	
市債	2,843,700 千円	教育債	2,758,700 千円
		衛生債	45,000 千円
		民生債	40,000 千円

## 歳出

投資的経費	3,359,100 千円	中学校給食導入事業費	1,936,500 千円
		小学校施設整備事業費	1,045,300 千円
		中学校施設整備事業費	225,800 千円
		幼稚園施設整備事業費	66,500 千円
		動物愛護施設整備事業費	45,000 千円
		児童相談所整備事業費	40,000 千円
補助費等	924,470 千円	臨時福祉給付金給付事業費	
繰出金	52,709 千円	国民健康保険事業特別会計繰出金	

債務負担行為  
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
破砕選別施設包括管理事業（労務単価等の特例措置分）	969	H29～H31
庁舎機械警備業務委託	1,076	H29
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	11,047	
厚生館機械警備業務委託	835	
大気常時監視局測定装置保守点検業務委託	10,714	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	4,828	
水質監視分析検査業務委託	17,227	
収集事業課施設維持管理業務委託	2,916	
天文科学館施設維持管理業務委託	6,813	
天文科学館受付案内等業務委託	21,400	
天文科学館清掃・警備業務委託	14,213	
街路灯新設・維持補修工事	58,900	
屋外広告物除却業務委託	6,999	
資材倉庫機械警備業務委託	234	
道路除草業務委託	6,686	
道路維持補修事業清掃等業務委託	34,697	
歩道橋エレベーター機械警備業務委託	415	
区画線・道路標示新設補修工事	10,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	14,000	
安全防護柵新設補修工事	15,000	
道路舗装補修工事	125,697	
道路等維持補修工事	214,660	
街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託	56,538	
河川美化事業清掃等業務委託	10,392	
排水路浚渫工事	30,000	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400	
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,665	
自転車保管庫機械警備業務委託	719	
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	10,350	
公園樹木等維持管理業務委託	37,853	
明石北わんぱく広場管理業務委託	15,000	
市営住宅給水施設等保守清掃業務委託	3,945	
市立学校電気工作物保安業務委託	8,460	
学校水泳プール浄化装置点検維持業務委託	756	
学校園樹木害虫防除業務委託	10,000	
警備員配置及び防犯カメラ等設置業務委託	29,400	

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
消防庁舎等清掃業務委託	8,059	H29
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,621	

変 更 分

給食センター施設建設工事	補 正 額	△ 2,036,900 千円
	[補正後限度額	0 千円]
給食センター厨房設備設置工事	補 正 額	△ 274,300 千円
	[補正後限度額	0 千円]

今回の補正は、歳出で保険給付費の一般被保険者療養給付費等を追加するほか、高額医療費拠出金及び国庫負担金等精算に係る償還金を追加するとともに、歳入では前年度繰越金、高額医療費共同事業交付金及び一般会計繰入金等を追加するもの。

[ 補正額 795,640 千円 補正後 38,129,078 千円 ]

歳 入

国庫支出金	49,787 千円	高額医療費 共同事業負担金	
県支出金	49,787 千円	高額医療費 共同事業負担金	
共同事業交付金	99,571 千円	高額医療費 共同事業交付金	
繰入金	52,709 千円	一般会計繰入金	
繰越金	543,786 千円	前年度繰越金	

歳 出

保険給付費	500,000 千円	一般被保険者 療養給付費	300,000 千円
		一般被保険者 高額療養費	200,000 千円
共同事業拠出金	199,145 千円	高額医療費拠出金	
諸支出金	96,495 千円	国庫負担金等 精算金償還	

議案第106号

平成28年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

今回の補正は、歳出で健康診査事業に係る補助金の精算に伴う償還金を追加するとともに、歳入では前年度繰越金を追加するもの。

[ 補正額 2,495千円 補正後 3,556,872千円 ]

歳入

繰越金 2,495千円 前年度繰越金

歳出

諸支出金 2,495千円 健康診査事業  
補助金返還金

議案第107号

平成28年度明石市水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続きを行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
施設維持管理業務委託	14,000	H29
配水管等補修工事	225,000	H29
水道メーター修繕	32,000	H29

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続きを行うものなどについて、債務負担行為の追加を行うもの。

## 債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	210,000	H29
浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託	57,349	H29
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	11,100	H29
汚泥運搬業務委託	58,797	H29
二見浄化センター維持事業（労務単価等の特例措置分）	795	H29～H30

## 1 要 旨

大窪村財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 処分しようとする土地の表示

所在地 明石市大久保町大窪字高岡2039番6

地 目 ため池

面 積 34,313.18平方メートル

## 3 処分価格 金 321,857,628円

## 4 処分の相手方

明石市大久保町大窪497番地の1

関西住宅販売株式会社

代表取締役 横 野 修 三

## 5 処分の目的

耕作地の減少のため不要となったため池（喰ヶ池）の一部を処分することにより、財産区財産の維持管理に要する財源を確保するため。

1 要 旨

ふれあいプラザあかし西の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

ふれあいプラザあかし西

明石市二見町東二見 1 8 3 6 番地の 1

3 指定管理者となる団体

ハートフルしんき

代表者 姫路市花田町一本松字牛塚 1 番地の 1

株式会社 ホープ

代表取締役 佐 々 木 武 文

4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 1 号

明石市立知的障害児通園療育施設に係る指定管理者の指定のこと

1 要 旨

明石市立知的障害児通園療育施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石市立知的障害児通園療育施設

明石市二見町東二見 1 8 3 6 番地の 1

3 指定管理者となる団体

芦屋市楠町 1 6 番 5 号

社会福祉法人 三田谷治療教育院

理事長 石 割 徹

4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 2 号

明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園たんぽぽ工房及び明石市立木の根学園短期入所施設に係る指定管理者の指定のこと

## 1 要 旨

明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園たんぽぽ工房及び明石市立木の根学園短期入所施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

## 2 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 明石市立木の根学園ひまわり工房  
明石市大久保町大窪 2 7 5 2 番地
- (2) 明石市立木の根学園たんぽぽ工房  
明石市大久保町大窪 2 7 5 2 番地
- (3) 明石市立木の根学園短期入所施設  
明石市大久保町大窪 2 7 5 2 番地

## 3 指定管理者となる団体

明石市大久保町大窪 2 7 5 2 番地の 1  
社会福祉法人 明桜会  
理事長 生 島 淳 伍

## 4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

1 要 旨

明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 明石市生涯学習センター

明石市東仲ノ町 6 番 1 号

(2) あかし男女共同参画センター

明石市東仲ノ町 6 番 1 号

3 指定管理者となる団体

明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

一般財団法人 明石コミュニティ創造協会

理事長 高 橋 嗣 郎

4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

1 要 旨

明石市立夜間休日応急診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石市立夜間休日応急診療所

明石市大久保町八木 7 4 3 番地の 3 3

3 指定管理者となる団体

明石市大久保町八木 7 4 3 番地の 3 3

一般社団法人 明石市医師会

会長 長 幹 麿

4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 5 号

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所に  
係る指定管理者の指定のこと

1 要 旨

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の管理を行わせる  
指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の  
規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所

明石市貴崎 1 丁目 5 番 1 3 号

3 指定管理者となる団体

明石市大久保町八木 7 4 3 番地の 3 3

一般社団法人 明石市歯科医師会

会長 山 田 隆 造

4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

1 要 旨

明石駅前立体駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石駅前立体駐車場

明石市山下町 1 4 番 7 号

3 指定管理者となる団体

タイムズグループ

代表者 東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号

タイムズ 2 4 株式会社

代表取締役社長 西 川 光 一

4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

1 要 旨

石ケ谷公園、明石海浜公園及び魚住北公園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 石ケ谷公園

明石市大久保町松陰字石ケ谷 1 1 2 6 番地の 4 7

(2) 明石海浜公園

明石市二見町南二見 8 番地の 1

(3) 魚住北公園

明石市魚住町長坂寺字宮東 1 2 4 2 番地の 7

3 指定管理者となる団体

しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体

代表者 姫路市花田町一本松字牛塚 1 番地の 1

株式会社 ホープ

代表取締役 佐 々 木 武 文

4 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

## 1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

## 2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営西二見小池住宅	317,500	平成28年 10月21日

## 1 要 旨

損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年9月5日専決処分したので、報告するもの。

## 2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 126,554円
- (2) 相手方 明石市在住の個人
- (3) 事故の内容 平成28年8月17日明石市東人丸町の相手方住居の掘り込み車庫内において、環境部収集事業課の職員が粗大ごみ2点の収集をしていたところ、一方の粗大ごみを移動させた際に他方の粗大ごみが転倒して相手方軽乗用車に接触し、損害を与えたもの。